



福岡県医発第241号（地）

平成18年4月28日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



特定機能病院の看護職員の人員配置について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、医療法施行規則の改正により、特定機能病院の看護職員の人員配置標準を現行の「2.5 : 1」から「2 : 1」に引き上げるというものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、日本医師会よると現在、全ての特定機能病院は新しい標準を満たしているとの事であり、今回の見直しに関する影響は少ないものと思われるとのことです。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(地Ⅰ8)

平成18年4月25日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健



特定機能病院の看護職員の人員配置について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

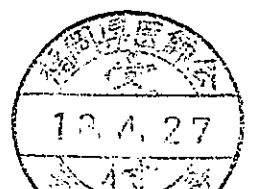
さて今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県医政主管部（局）長宛に、特定機能病院の看護職員の人員配置について通知が発出されるとともに、本会に対してもその協力方依頼がありました。

本件は、医療法施行規則の改正により、特定機能病院の看護職員の人員配置標準を、現行の2.5 : 1から2 : 1へ引き上げるというものです。

本会では、今回の見直しにあたり、①医療法上の人員配置標準には最低基準としての側面があり、むやみに引き上げるべきものではないこと、②特定機能病院における看護職員人員配置標準の大幅な引き上げは、他方で地域の医療機関に看護職員不足を引き起こしかねないことなどを主張いたしました。

現在、全ての特定機能病院は新しい標準を満たしているとのことであり、今回の見直しに関する影響は少ないものと思料いたします。

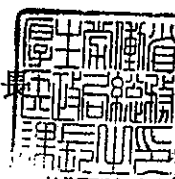
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。



医政総発第0331005号
平成18年3月31日

日本医師会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医療法施行規則の一部を改正する省令について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

医政総発第0331002号
平成18年3月31日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

医療法施行規則の一部を改正する省令について

昨年12月8日にとりまとめられた社会保障審議会医療部会の意見書「医療提供体制に関する意見」において、医療の安全対策の推進の観点から、特定機能病院の入院患者数に係わる看護職員の人員配置の基準を引き上げることが提言されたことを受け、今般、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第98号。以下「改正省令」という。別添参照。）により、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）の一部を改正し、下記のとおり、特定機能病院に係る看護師の人員配置基準を見直すこととしました。

改正省令については、本年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることとなりましたので、貴職におかれましては、制度の趣旨をご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をお願いいたします。

記

別添の新旧対照表のとおり、規則第22条の2第1項第4号を改正し、特定機能病院の入院患者に係る看護師の人員配置基準を「2.5：1」から「2：1」に引き上げること。

医療法施行規則の一部を改正する省令について

平成18年3月

医政局総務課

1. 改正の趣旨

医療安全の推進を図る観点から、特定機能病院の入院患者数に係る看護師の人員配置の基準を引き上げるもの。

2. 改正の内容

昨年12月8日にとりまとめられた社会保障審議会医療部会の意見書「医療提供体制に関する意見」において、特定機能病院の入院患者数に係る看護職員の人員配置の基準を引き上げることが提言されたことを受け、医療の安全対策の推進の観点からの特定機能病院における手厚い看護職員配置の必要性を踏まえ、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第22条の2第1項第4号に規定する特定機能病院の入院患者数に係る看護師の人員配置の基準を「2.5 : 1」から「2 : 1」に引き上げるもの。

3. 施行日

平成18年4月1日

改 正 後	現 行
第二十二條の二 法第二十二條の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。 一 三 （略） 四 看護師及び准看護師 入院患者（入院している新生児を含む。）の数が二又はその端数を増すごとに一と外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができ 五 六 （略） 2 （略）	第二十二條の二 法第二十二條の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。 一 三 （略） 四 看護師及び准看護師 入院患者（入院している新生児を含む。）の数が二・五又はその端数を増すごとに一と外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができ 五 六 （略） 2 （略）

